

当行の東日本ダイレクトバンキングサービスで開設する定期預金口座は本規定により取扱います。(本支店で開設する定期預金口座と取扱いが異なる場合があります。)

この規定に定めのない事項については、預金規定等および別途当行が定める各取引規定により取扱います。

第1条 (預金の取引)

1. この預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づき取引します。
2. お客さまからの取引依頼が確定した日を「依頼日」といいます。

第2条 (取扱い店の範囲)

この預金は、当店を含む当行本支店の窓口で預け入れ・払戻し等を行うことはできません。また、当行の現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機を含む。)で預け入れを行うことはできません。

第3条 (預金の受入)

1. 当店で作成する定期預金は、期間1年の自動継続定期預金とさせていただきます。
2. 本定期預金の作成は、東日本ダイレクトバンキングサービスのご利用口座である普通預金からのお振替に限りです。現金扱いは対象外とさせていただきます。
3. お利息の課税方法については、「分離課税」の扱いとさせていただきます。(マル優扱いの定期預金はお申込できません。)
4. 当行は、お客さまからの取引の依頼に基づき定期預金を作成します。
5. 定期預金の預入日はお客さまからの依頼日とします。
6. 当行は、原則として依頼日に順次定期預金の作成をおこないます。作成時に残高不足等で処理ができなかった場合は、定期預金作成の取引依頼がなかったものとして扱います。
7. 作成した定期預金は、預金証書、通帳の発行は行いません。また、定期預金の満期時には、満期のご案内を送付しません。(定期預金の明細は、東日本ダイレクトバンキングサービスから照会することができます。)
8. 定期預金の適用金利は、依頼日における当行が定めた金利とします。

第4条 (自動継続)

1. この預金は、満期日に前回と同一種類で同一期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第5条 (預金の解約)

1. この預金の定期預金満期日における解約は、定期預金満期日の前日までに所定の手続きを行ってください。定期預金満期日に順次満期解約処理を行い、元利金を当店普通預金に入金します。
2. 定期預金満期日以外の解約を受け付けた場合は、当行は、原則として依頼日に順次解約処理を行い、元利金を当店普通預金に入金することで行います。

第6条 (利息)

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に当店普通預金へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
2. 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。
3. 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上